

# スポーツランドTAMADA

## 2017 カート競技規則書

### 公示

本レース・シリーズは社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとに国際自動車連盟（F I A）の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠した J A F 国内競技規則、J A F 国内カート競技規則とその付則、本カート競技規則書、および各大会特別規則に従って開催される。

### 第 1 章 競技会開催に関する事項

#### 第 1 条 開催日、場所及びオーガナイザー

各大会特別規則書にて示す。

#### 第 2 条 大会組織委員及び審査委員会

各大会特別規則書およびその付則にて示す。

#### 第 3 条 大会競技役員

各大会特別規則書およびその付則にて示す。

#### 第 4 条 大会事務局

1. 各大会特別規則書にて示す。

#### 第 5 条 競技の名称、種目、およびレースクラス区分と格式

- ① 種 目：スプリントレース
- ② クラス区分および格式は各大会特別規則書を参照のこと。

#### 第 6 条 公式通知に関する規定

本特別規則および付則に記載されていない競技運営に関する実施細目及びエントラント、ドライバー、ピット・クルーに対する指示事項は公式通知によって示され、公示は次の方法による。

- 1. 開催期日の前日まで  
大会事務局内に提示されるとともに、エントリー申込書に記入してあるエントラントの連絡先に送付する。
- 2. 開催当日  
大会事務局および公式掲示板

#### 第 7 条 クレデンシャルの着用

本大会に関するものは、場内ではすべてオーガナイザーが発行したクレデンシャル又はパスを着けなければならない。

#### 第 8 条 延期、中止または取り止めおよび変更に関する事項

「カート競技会組織に関する規定」第 6 条に基づき、オーガナイザーは、大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期し、中止し、または取り止める

ことが出来る。イベントの全部を中止し、あるいは 24 時間以上延期する場合は、エントリー・フィーは全額返還される。但し、天災地変の場合はこの限りではない。また、保険料については返還されない。尚、エントラントおよびドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権限を有しない。更にオーガナイザーは、大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限も、併せて保有するものとする。これに対する抗議は認めない。

### 第 2 章 競技会参加に関する事項

#### 第 9 条 エントリーの受付

- 1. エントリーの受付は大会開催日 1 ヶ月前から 1 週間前までの期間にて受け付ける。但し、郵送の場合、現金書留にて開催日の 1 週間前までの消印に限り有効とする。上記期間を過ぎた場合でもオーガナイザーの判断で認めるが、罰則規定が適用される場合がある。
- 2. 受理または拒否の通知の発送日は、大会開催日の 1 週間前から開催当日を除き 2 日前までとする。
- 3. 受付時間は AM 9 : 00 ~ PM 5 : 00
- 4. 受付場所は主催者指定の大会事務局とする。
- 5. 必要書類参加申込書（誓約書、車両申告書）、エントリー・フィー、保険料

#### 第 10 条 エントリー・フィーおよびピット登録料

各大会特別規則書にて示す。

#### 第 11 条 保険

オーガナイザーは、施設賠償責任保険を付保するが、傷害保険については、適用外とする。  
全ての参加ドライバーおよびピットクルーは「J A F 国内カート」第 11 章 第 33 条及び第 34 条に基づき傷害保険に加入しなければならない。

尚、保険金の支払いについては、オーガナイザーの契約する保険会社の定めによる。

#### 第 12 条 エントリーの方法

- ① 本レース・シリーズにエントリーするものは、エントラントの統轄のもとにエントリーしなければならない。
- ② ピット・クルーはドライバー1名につき2名以内とする。

### 第13条 エントリーの資格

#### 1. エントラント

制限付き格式以上のレースにおいては、その年度有効なエントラントライセンス所持者でなければならない。

#### 2. ドライバーの資格

- ① クローズド競技会においては、そのクラブまたは団体の会員証をもって競技ライセンスに代用する。
- ② 制限付き格式以上の競技会においては、その年度有効かつ要求されるグレード以上のドライバーライセンスを有していること。
- ③ 満18才未満のドライバーは親権者または保護者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

### 第14条 エントリーの受理と拒否

- ① オーガナイザーは、理由を示すことなくエントリーの受理を拒否することができ、かつその行為をもって最終の決定とする。この場合エントリー・フィーおよび保険料は全額返還される。
- ② エントリーの正式受理または拒否の通知は、「カート競技会組織に関する規定」第22～24条にもとづき本特別規則第9条第2項に示す期間内に、エントラント宛に発送される。
- ③ エントリーの正式受理の発表後、正当な理由無く参加を取り消した者に対してはエントリー・フィーを返還しない。

### 第15条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは、車輛申告書により登録し、且つ車輛検査に合格したもののみが使用できる。  
公式練習時を除いて、タイヤは登録していないものの使用を禁ずる。また登録、使用できる数は次の通りとする。シャシー1台のみ、エンジン2基、タイヤはスリック、レイン（クラスによる）とも1セットを原則とする。  
エンジン部品の交換は「JAF国内カート競技車輛規則」に従って許される。

## 第3章 エンジン及びカートに関する事項

### 第16条 エンジン

#### 1. エンジン

##### ■ F P - 3

エンジンに関しては、無改造とするため以下に列記

する。また、クラスによる相違点は各大会特別規則書を参照すること。

#### 【YAMAHA KT100】

エンジンは日本国内仕様のKT100Sとし、改造は一切禁止され市販状態とする。型式および詳細はYAMAHA/S L規定に準ずる。抜粋資料として各大会特別規則書に付す。また、複数の緩和規定があるので大会事務局へ確認すること。

#### 【PRD RK-100】

PRDエンジン RK-100/RK-100C/RK-100CP/RK-100EH/RK-100EPとする。詳細については各大会特別規則書にて示す。

#### 2. 共通事項（全クラス）

- ① 2基目のエンジン登録は使用直前の登録を認める。
- ② エンジンには「JAF国内カート競技車両規則」第8条第21項に合致し、かつ量産市販されているCIK/FIA公認の吸気消音器（YAMAHAカデットおよびYAMAHAジュニアクラスにおいてはφ23mm不可）を必備とする。  
尚、吸気消音器本体（取り付け部品を除く）の改造は禁止される。  
許容公差は、JAF国内カート競技車両規則・第3章公認・第17条／許容公差の項目に準ずる。  
(未加工部品)
- ③ キャブレターは、センターアクスルでバタフライ方式のものでなければならない。また、その型式はクラス毎に指定される。
- ④ 無改造とは、市販（工場出荷時）状態のことをいう。
- ⑤ カーボン除去やキズ修正は研磨や加工と見なされない限りの範囲で認める。

### 第17条 カート

前条で規定した当該エンジンを搭載し、「JAF国内カート競技車両規則」に合致する第1種車両で、かつ次の条件を満たさなければならない。  
また、これらと同等の条件を備え、かつ主催者が認めた場合は例外とする。

- ① 競技ナンバーは、オーガナイザーが支給したもの以外は取り付けてはならない。  
このナンバーは、車輛検査を受ける前に取り付けられていなければならない。
- ② ナンバープレートは前後に必備のものとする。  
その取り付け方および形状については「JAF国内カート競技車両規則」第9条による。

尚、前方にはフロントパネルを装着しなければならない。ナンバープレートの色はゼッケンが支給される場合、明瞭に識別できる色でなければならない。判読不能と判断された場合、車検不合格となるばかりか、競技中に判明した場合は、オレンジディスクのある黒旗の対象となる。ゼッケンの色は各大会特別規則書によって示される。

- ③ バンパーはフロント、リア、サイドとも必装とし、その取り付け方については「J A F 国内カート競技車両規則」第 7 条を参考とする。
- ④ チェンガードは必備とし、その取り付け方及び形状については「J A F 国内カート競技車両規則」第 8 条第 17 項による。
- ⑤ 排気装置については「J A F 国内カート競技車両規則」第 8 条 20 項による。
- ⑥ フェンダー・ホイールガード、ストーンガード及びキャブレターガード等に類するものは一切禁止する。但し、雨天時に使用するキャブレターガード及び騒音低減を目的としたサイレントカバーはこの限りでない。
- ⑦ 各部の取り付け方法は、他車との衝撃により車体部分が破損した場合でも取り付けステー等が突出しない安全な構造でなければならない。
- ⑧ タイヤの登録セット数は、下記内容を原則とする。  
タイヤはスリック 1 セット、レイン 1 セット。  
(レインタイヤ使用禁止のクラスを除く)  
不慮のトラブルの場合は技術委員長の承認のもとに 1 本のみ交換が認められる。
- ⑨ キャッチタンク  
走行中に燃料タンクからの燃料漏れを防止するために有効な装置を必備とする。ただし、燃料漏れを防止する装置がタンクキャップなどに装備されていることが仕様書等によって証明された場合には、それを有効な装置と見なす。
- ⑩ 競技中、車両にテレメトリー(データを交信する装置)の装着を禁止する。  
技術委員長に承認されたデータロガー(データ蓄積装置)及びタコメーターの使用は可能とする。但し、データロガー用トランシスミッター(発信器)の設置場所はコース外とし、オーガナイザーによって承認された場所のみとする。テレコミュニケーション(遠隔通話装置)の使用は禁止する。これらの事項に対する抗議は一切受け付けられない。

## 第 18 条 ボディワーク

「J A F 国内カート競技車両規則」第 11 条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とする。

全クラス、フロントフェアリングを装着しなければならない。

## 第 19 条 重 量

巻末のクラス区分一覧表に従って最低重量を満たすためバラストを積む必要があるときは、すべて固形材料を用い車体にボルト・ナットで取り付けなければならぬ。

## 第 20 条 燃 料

J A F 国内カート競技車両規則第 2 章、第 8 条、第 19 項に則った燃料およびオイルを使用しなければならず、添加物の使用も一切認められない。

## 第 21 条 車両検査

- ① 「カート競技会参加に関する規定」第 12 条にもとづき、車両検査が行なわれる。この際非合法な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかつたとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は、旗の指示を受ける場合がある。
- ② 車両検査の日時及び場所は公式プログラムによつて知らされる。
- ③ ドライバーは、公式車検に立ち合わなければならぬ。
- ④ ドライバーの服装に関しては「カート競技会参加に関する規定」第 11 条を適用し、公式車検時において、技術委員の点検を受けるものとする。  
但し、レーシングカートスーツにおいては皮製のものか J A F もしくは C I K が公認したものであること。
- ⑤ スペア・エンジンを搭載した場合は再車検を行う。
- ⑥ 「カート競技会運営に関する規定」第 8 章、にもとづき、レース終了後、再車検が行われる。

## 第 4 章 競技に関する事項

### 第 22 条 公式練習

クラス毎に約 10 分程度の時間帯を設ける。参加は自由とし、登録したタイヤ以外の使用も認める。  
台数が多い場合は、2 グループに分割して行う場合があるが、その決定は競技長の判断による。それについての抗議は一切認めない。この時間帯における違反は直接ドライバーに与えるが、軽反則の場合は警告とし、これを超える違反は競技長の判断によりペナルティーを科す。尚、悪質な違反に関しては、失格を科す場合もある。

### 第 23 条 タイム・トライアル

<方法 1 / 1 ラップ計測>

- ① タイム・トライアルの出走順は大会当日の参加確認受付時に抽選により決定し、タイム・トライアル出走順の発表はドライバーズ・ブリーフィング終了時までに公式通知にて行う。
- ② タイム・トライアルに際しては、各カートの1ラップのウォーミング・アップに続いて1ラップの計測ラップを原則とするが、これとは異なる方法を用いる場合もある。この決定は当日の朝、公式通知にて発表される。
- ③ タイム・トライアルのコースインは、オフィシャルの指示により、定められた場所よりコースインを行うが、押し掛け補助、自力発進共に定められた地点までに限定され、エンジンの掛からない場合は1度だけ再トライを認める場合がある。その可否及び方法は競技長が判断する。
- ④ スタート旗を受け、計測中に停止したカートは、次グループの先頭のカートに追い越された時点ではノータイムとなり、その計測を終了する。成績表にはDNF (Did Not Finish) として表示される。尚、参加してもスタート旗を受けなかった場合は、不参加者として扱われDNS (Did Not Start) として表示される。
- ⑤ 同タイムの場合は、先にタイム・トライアルを行ったものを優先する。

<方法2／タイムアタック>

- ① 本章、第22条公式練習の後、クラス毎に割り当てられた時間内でタイムアタック（計測）を行う。ドライバーはその時間内において自由にタイムアタックに参加できるが、計測が開始されると一旦ピットに戻った後、再度タイムアタックに参加することはできない。同タイムの場合は、2番目、更に3番目のタイムでグリッド順を判定する。

<共通事項>

- ① 全てのドライバーは、タイム・トライアルに参加しなければならない。  
タイム・トライアルに参加しない場合はタイム・トライアル失格とし、結果を反映させるヒートで最後尾スタートとなる。参加とは、定められたポジションより、合図を受け、押し掛け開始した時点で参加とみなす。
- ② タイム・トライアルの基本的な順位の扱い方は、以下の通りとする。（最後尾より）  
不参加者 (DNS) →失格者  
→ノータイム (DNF) →タイムによる順位  
DNS・失格者・DNFがそれぞれ2台以上いる場合、タイム・トライアルの出走順により、グリッドを判定する。

- ③ タイム・トライアルは何れの方法を採用するかを特別規則書にて示すが、どちらの方法においても、使用するタイヤは車検時に登録されたものでなければならない。

## 第24条 レースの方式

各大会特別規則書にて示す。

## 第25条 予選

- ① 予選ヒートのグリッドポジションは、タイム・トライアルの結果を基に決定される。タイム・トライアルを行わずにグリッドを決定する場合、その詳細は各大会特別規則書にて示す。
- ② ヒート数、周回数は各大会特別規則書にて示す。
- ③ レースの順位は着順にて行う。
- ④ ヒート中の違反に関しては、統一規則書、第6章、第34条に従ってペナルティーが科せられる。

※ その他、予選ヒートを行わない場合もあるので、これらの詳細については、各大会特別規則書により詳細を示す。

## 第26条 決勝

- ① 決勝ヒートのポジションは予選ヒートの結果をもとに決定される。予選ヒートを行わない場合は、タイム・トライアルの結果をもとに決定される。
- ② 定められた最大出走台数を超える出場台数があった場合は、レースの方式を変更する。この場合の内容については、当日の朝、公式通知などで発表する。
- ③ ヒート中の違反に関しては、各大会特別規則書、第6章、第34条に従ってペナルティーが科せられる。

## 第27条 その他、競技に関する一般事項

- ① スタートはローリング・スタートとする。  
スタートの際は「カート競技運営に関する規定・第28条を適用する。
- ② グリッドからの押し掛けについて  
ウェイティング・グリッドから押し掛け開始する場合、ピット・クルー等による押し掛け補助およびドライバーにより自力発信可能区間はいずれもコース入り口付近の主催者が定めるラインまでとする。  
コース上に設定するダミーグリッドから押し掛け開始を行う場合は、別途オーガナイザーの定める地点までとし、何れの地点も公式通知によって示される。
- ※ これ以降、エンジンが掛からなかった場合、カートをピットに戻してから再発進すること。押し掛け補助区間以降の押し掛けは、他のカートの妨害となるばかりでなく、危険度も高い為、罰則の対象となる。  
本項における押し掛け補助、自力発進に関する違反者

には競技長判断により周回数減算等のペナルティーを科す。

- ③ ローリング中の隊列復帰はいつでも可能とするが、追い越し禁止区間以外に限る。“大きく遅れた”の解釈は一切行ないので前方からの隊列復帰も可能とする。この場合、片手を頭上高く上げアピールしながらコースの端から自己のポジションに戻ることを義務付ける。尚、他のドライバーは他者のポジション復帰を妨害してはならない。スタート合図が行われる前から空白のポジションを詰める等、隊列を整えることに非協力的な者にはアンフェアな行為として、競技長の裁量によりペナルティーを科す。

※ 追い越し禁止区間とはオーガナイザーの定める地点からスタートラインまでの区間を指す。この区間での追い越し及び割り込み（隊列復帰を含む）は禁止される。

※ 徐行区間とはオーガナイザーの定める地点からスタートライン手前25mに引かれた黄色のライン（ブリスタートライン）までを指し、これを超えるまでは加速してはならない。

ローリング隊列のペースを乱すものがあった場合は警告旗が示される。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合がある。

ローリング中にコースをショートカットすることは禁止される。オフィシャルからショートカット（バイパス通過）の指示があった場合は除く。

ローリング中にポールまたはセカンドのカートが停止または遅れてもローリングは続行される。

その際は先頭にいるものにローリングのペースを保つ義務が生じる。

スタートは、スタートフラッグが振られても自分のカートがコントロールラインを超えるまで追い越し、はみ出しをしてはならない。

- ④ ピットスタートを認める。従ってスタート旗を受けていなくてもチェック旗が示されるまではレース参加が認められる。ピットにいるカートがレース参加を認められるのは、ローリング中の場合、先頭のカートがオーガナイザーの定める地点付近にさしかかったときから集団の最後部のカートがピットアウト地点を通過するまでの間を除いてオフィシャルがコースインを認める。またローリング中および、それ以外も含めて、いかなる場合もオフィシャルの制止があればその指示に従うこと。

これを無視してコースインした場合は、当該ヒート失格とする。

- ⑤ フロントフェアリング、サイドボックスの脱落について、完全に脱落し、危険度が低いと判断される場

合はオレンジボールの対象とはしない。外れそうな場合で他のカートに危険を及ぼす恐れがあると判断した場合はオレンジボールの対象とする。脱落した状態で車検を受けた場合、脱落についてのペナルティーは問わないが、これによる重量不足は車検失格とする。尚、チェック旗が示された以降、車検までの間に一旦脱落した物を取り付けることは認められない。

- ⑥ 消音器（吸気：インレットサイレンサー、排気：エキゾースト&マフラー）の脱落及び外れは失格の対象とはせずオレンジボールの対象とする。ピットに戻り他の物を装着してレース復帰も可能とするが車検時に技術委員長が「同等の物」と判断できなければヒート失格とする。但し、他の参加者が車検時に封印された物を解除して使用することは禁止される。（封印及びマーキングの開封）
- ⑦ 旗の信号については「カート競技会運営に関する規定」第13条に従う。但し、スタート合図はオーガナイザーの旗または信号を用いる場合がある。
- ⑧ コースアウトに対するペナルティーは競技長の判断による。
- ⑨ コースオフィシャルが反則または妨害行為とみなしたものについては、ペナルティーを科す。  
さらにその行為が、2回以上に及ぶときはヒート失格以上、レース失格（全ヒート失格）迄のペナルティーを科す。
- ⑩ ドライバーサインは次の通りとし、これを怠ったものに対しては、ペナルティーが科せられることがある。
- a. コース上で停止した場合のサインは、両手を頭上高くあげる。
  - b. ピットイン・ピットアウトのサインは、片手を頭上高くあげる。
  - c. ローリング中及びレース中でスローダウンするドライバーは、片手を頭上高くあげスピードダウンすること。（赤旗、黄旗やその他のケース）
  - d. ミススタート旗が示された場合は、各自片手を頭上にあげ、スピードダウンし、元のローリング開始時のポジションに戻るものとする。
  - e. 黄旗が提示された場合、その追い越し禁止区間に進入する際、スピードダウン（徐行）が義務付けられる。また、この減速前には片手をあげて黄旗に従うことを後続車にアピールすることを怠ってはならない。
- ⑪ 公式練習、公式予選、タイム・トライアル及びレース中（ローリングを含む）にコース上で停止した場合は、他を妨害（押し掛け開始することにより、急な進路変更を余儀なくさせる行為を含む）すること

なく、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。

- ⑫ レース中はコースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティーの対象とする。
- ⑬ 公式練習、タイム・トライアル及びレース中（ローリングを含む）にリタイヤしたドライバーは、自分の車両を速やかに他者の迷惑にならない場所に移動し、そのヒートが終了するまでヘルメットを着用のまま、安全な場所で待機しなければならない。これに違反すると競技長の判断により警告からヒート失格までのペナルティーを科す。
- ⑭ レース着順1位のものがフィニッシュラインを通過後2分以内に、同ラインを通過したものは、そのラップを加算する。  
完走者となるためには、チェックマークにかかわらず、規定周回数の1/2以上を完了していなければならない。
- ⑮ レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
  1. チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1/2以上を完了し、チェックマークを受けたもの）
  2. チェッckerを受けない完走者（規定周回数の1/2以上は走行したが、チェックマークを受けなかつたもの）
  3. 不完走者（チェックマークにかかわらず、規定周回数の1/2以上を走行していないもの）
  4. 同周回数の場合は、その周回を先に完了（コントロールライン通過）したものを優先する。  
但し、共に0周の場合はグリッド順による。
- ⑯ レースは着順によるものとし、計時を行わない場合がある。
- ⑰ 競技中において、フロントゼッケンナンバーが判読できない場合はオレンジボールの対象とする。リアゼッケンについては、脱落、判読不能の場合、オフィシャルがゼッケンの確認を要求した場合に限りオレンジボールの対象とする。それに該当するカートは必ず1度ピット・インして競技ナンバーを取り付けなおすこと。
- ⑱ レース（ヒート）周回数の60%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）が成立する。
- ⑲ タイヤについては、いかなる手段で熱することも、化学物質で処理することも禁止される。
- ⑳ ウエービング走行（蛇行運転）に関して、後続車はもちろん競技進行上わずかでも支障をきたした場合、タイム・トライアルでは1秒加算、その他のヒートにおいては順位を一つ繰り下げる。

## 第5章 ピットに関する事項

### 第28条 ピット・イン

ピット・インする場合はピットロードを徐行し、かつ必ずピット・エリアに一旦ストップしなければならない。クラッチ付きエンジンの場合は、JAF国内カート競技車両規則第2章、第8条、第13項によりカットオフ装置を必備しなければならず、且つ一旦エンジンを停止しなければならない。

これに違反した場合、当該ヒート失格とする。

### 第29条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。またピット内で作業し得る者は、当該レースに出場しているドライバーと、ピット・クルーのみとし、ピット・クルーは指定されたピットゼッケンまたはクレデンシャルまたはパスを装着しなければならない。走行中のドライバーに対してピット・サインを送る場合は、ピット・クルー1名に限り、各自のピット・エリア正面の指定場所においてのみピット・サインを表示することができる。レース中の燃料補給をしてはならない。

### 第30条 ピット・クルー

「カート競技会参加に関する規定」第18条にもとづき、ピット・クルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。ピット・クルーによる規則の違反は、当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがある。

### 第31条 ピット内

ピットにおける火気の使用を禁止する。給油に関しては「カート競技会参加に関する規定 第3章 競技参加者の遵守すべき事項 第19条 給油」に準ずる。

### 第32条 レース中のピット・クルー

レース中ピット・クルーは、自己のピット・エリアを離れてはならない。（ピット・サイン提示を除く）

### 第33条 車両保管

レース終了後の車両保管及び検査は、つぎのとおりとする。

- ① 技術委員長より指示のあった車両の保管および再車検を行う。  
保管が解除になったカートはエントラントが速やかに引き取らなければならない。
- ② 保管時間は30分以上、所定の場所で行われる。
- ③ 技術委員長は、スタートしたすべての車両に関し

車検を行う権限を保有する。

技術委員長が検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が、責任を持って車両の分解および組立を行わなければならない。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。

- ④ 技術委員長が行う本条項の検査に応じない場合は失格とされる。

上記に対する違反は、競技長によって勧告され、審査委員会によりペナルティーが科せられる場合がある。

## 第 6 章 ペナルティーに関する事項

### 第34条 ペナルティー

- ① ペナルティーは次の7種がある。
- 警告
  - 罰金
  - タイム・ペナルティ
  - 順位繰り下げペナルティー
  - ラップ・ペナルティ
  - ヒート失格
  - レース失格（その日のレース全てを失格とし、成績は全て抹消する）
- ② 警告はその必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。これを繰り返す者には以下のペナルティーが科せられる。
- ③ 罰金は成績に対するペナルティーまでに至らない程度の違反に適用されるが、適用される場合の金額は、競技長とオーガナイザーが反則の程度に応じて判断する。この罰金が払われない場合は、レース失格とする。
- ④ タイム・ペナルティーはタイム・トライアルの結果に科するペナルティーをいう。公式練習やタイム・トライアル中における違反に対して競技長の判断により0.5~4秒の範囲内で適用される。
- ⑤ ラップ・ペナルティは、失格にならない程度の違反に対して周回数が減算される。
- ⑥ ポイントおよび順位繰り下げペナルティーは失格にならない程度の違反に対し、予選ヒートおよび決勝レースに違反の度合いに応じた順位の繰り下げを行う。
- ⑦ 失格は次の反則行為に科せられる。
- 違法または不当に得たアドバンテージ。
  - 故意に自己または他人の安全を顧みることなく行う危険行為。
  - 与えられたオフィシャル指示を故意に無視した際。
  - 与えられたフラッグサインの無視。
- ⑧ レース失格はヒート失格以上のペナルティーが必

要と判断された場合の対応である。レース参加を続行するのに相応しくない者へ適用され、その日のレースから排除される。

#### 〈ペナルティーの例〉

原則として、下記の表に従いペナルティーを与えるが、これ以外の方法で行う場合は開催毎に該当する特別規則書付則において示す。

#### ■オーガナイザー判断によるもの

- ① エントリーの遅れ……………→罰金10,000円以下  
② 当日受付確認の遅れ（但し公式練習開始まで）  
……………→罰金10,000円以下  
③ 車検の遅れ（但し公式練習開始まで）  
……………→罰金10,000円以下

以降44条による。

#### ④ 重量違反

- ……………→当該タイム・トライアル、ヒート等の失格  
⑤ 燃料違反……………→レース失格  
⑥ タイム・トライアル出走順の遅れ……………→1秒加算  
⑦ 故意にタイム・トライアルの出走順を送らせ、アドバンテージを得た場合……………→タイム・トライアル失格  
⑧ ローリング中の指定区間での追い越し、割り込み違反  
……………→当該ヒート失格  
⑨ ローリングペースを乱した場合……………→着順から3位下（3つ下）の順位のポイントもしくは着順から2つ順位を繰り下げ同行為をフロントローが繰り返した（警告旗→赤旗）場合<sup>1</sup>  
……………→最後尾に繰り下げられる場合がある  
⑩ スタート時のフライング（警告旗またはミスマスター旗の後）  
……………→周回数減算  
⑪ プッシング、極度のブロッキング……………→着順から3位下（3つ下）の順位のポイントもしくは着順から2つ順位を繰り下げ・同行為が著しい場合……………→レース失格  
⑫ ショートカットとなるコースアウト……………→周回数減算  
⑬ 黄旗時の追い抜き……………→周回数減算  
⑭ 黒旗の無視……………→レース失格  
⑮ オレンジディスクのある黒旗の無視……………→当該ヒート失格  
⑯ レース中のコース内での他の者の援助（メカニックの立ち入り援助を含む。但し、公式練習時を除く）……………→当該ヒート失格  
⑰ 工具携帯走行……………→レース失格  
⑱ ピットロードの徐行違反……………→当該ヒート失格  
人身事故があった場合……………→レース失格  
⑲ ピット・クルーのオフィシャル指示に対する違反  
……………→当該ドライバーのレース失格

○これらを含みその他のペナルティーについては、付則または公式通知等にて通知もしくは競技長の判断により科される。

## 第 7 章 抗議に関する事項

「J A F 国内カート競技規則」第13章にもとづき、書面を持って抗議料を添付の上、競技長に提出するものとす

る。抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。  
尚、抗議の方法およびその取り扱いについては、国内競技規則第13章、第39条による。  
また、主催者毎に異なる事項に関しては、各大会特別規則書を参照のこと。

### 第35条 抗議提出の時間制限

- ① 競技参加者、運転者、車両の競技会への参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議はスタートの1時間前までとする。
- ② ハンディー・キャップまたはヒートの編成もしくは公式通知に対する抗議はスタートの1時間前までとする。
- ③ 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- ④ 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
- ⑤ 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。

### 第36条 抗議料 20,300円（消費税を含む）

## 第8章 成績および賞典に関する事項

### 第37条 成績決定の方法

- ①決勝ヒートの結果により決定する。
  - ②賞典はドライバーに対して行われる。
- シリーズ各戦における賞典について  
参加台数により制限を設けるが、その方法は主催者毎に異なる。詳細は各大会特別規則書にて示す。

## 第9章 得点（シリーズポイント）

### 第38条 得点基準

ドライバーに与える得点は主催者毎に設定する。その詳細は各大会特別規則書にて示す。

### 第39条 シリーズ表彰

各大会におけるシリーズ賞典および表彰に関する取り扱いは、主催者毎に設定され、各大会特別規則書にて示される。

## 第10章 広告に関する事項

### 第40条 広 告

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。他の広告については、オーガナイザーは、次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできない。

- ① 公序良俗に反するもの
- ② 政治・宗教に関連したもの。

- ③ 本大会に關係するスポンサーと競合するもの。

## 第11章 その他一般事項

### 第41条 損害の補償

- ① 参加者は参加車両およびその付属品並びにレース場の施設・機材・器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。
- ② エントラント、ドライバー、ピット・クルーはコース所有者、オーガナイザーおよび大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなくてはならない。

### 第42条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピット・クルーは参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

### 第43条 本規則の解釈

本規則並びに競技の細則に関する疑義については大会事務局宛に質疑申し立てができる。この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

### 第44条 本規則の違反

本規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会の決定により宣告される。

### 第45条 本規則の効力

本規則は参加申込受付時と同時に効力を発する。

#### 消火器携帯の義務について

エントラントは下記条件を備えた消火器を1本以上備えていなければならない。また、ピット、パドックでの火気厳禁徹底に努めなければならない。

#### 【携帯用消火器の条件】

- 種類：ABC粉末タイプ
- 大きさ：4型（内容量1.2kg）以上

モーターレースは危険なので、立入禁止の場所には絶対に入らないでください。立入禁止の場所に入って事故があつても、オーガナイザーは責任を負いません。